

大洋リアルエステート株式会社

送信者: [REDACTED]  
宛先: <keiji\_kimura@[REDACTED]>; <hiroyoshi\_ito@[REDACTED]>; <m\_mikam@[REDACTED]>  
Cc: <nobuyuki\_iizuka@[REDACTED]>; <hiroshi\_danno@[REDACTED]>; <masaaki\_kono@[REDACTED]>;  
<yutaka\_yanagisawa@[REDACTED]>; <hirotaka\_sugiyama@[REDACTED]>; <s\_sano@[REDACTED]>;  
<[REDACTED]@aiyo-estate.co.jp>; <toshio\_nagashima@[REDACTED]>  
送信日時: 2010年12月19日 21:31  
添付: 2010年12月17日付当社文書「御堂筋共同ビル開発特定目的会社の現況について」.pdf  
件名: 御堂筋共同ビル開発特定目的会社の現況について

御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
開発及び特定資産管理処分業務受託者  
三菱地所株式会社  
代表取締役 取締役社長  
木村 恵司 様

代表取締役 専務執行役員  
伊藤 裕慶 様

御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
取締役  
見上 正美 様

標記の件で、添付書類を宜しくご査収願います。

Chen, Kato & Partners Pte Ltd  
[REDACTED]



# CHEN, KATO & PARTNERS PTE LTD

2010年12月17日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
開発及び特定資産管理処分業務受託者  
三菱地所株式会社  
代表取締役 取締役社長  
木村 恵司 様

代表取締役 専務執行役員  
伊藤 裕慶 様

御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
取締役  
見上 正美 様

## 御堂筋共同ビル開発特定目的会社の現況について

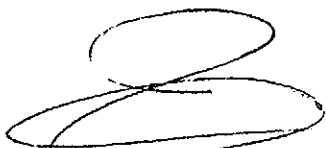
前略 御堂筋共同ビル開発特定目的会社（以下「TMK」と称します）の三菱地所の傀儡取締役見上正美氏から、添付2010年12月16日付「弊社（当社注：TMK）流動化事業に係る状況の報告について」と題する文書を受け取りました。

本件現況については、ご承知の通り、すでに当社から2010年12月14日付添付書面にて、三菱地所に誠実かつ具体的で現実的な解決策のご提案や三菱地所の責任あるお立場の方とのご面談を含めた、良識と責任あるご対応を、（以前から再三再四要請していますが、）再度要請致しました。しかしながら、本日現在三菱地所から何一つご返信頂いておりません。

添付2010年12月14日付当社書面に対する三菱地所の責任ある速やかなご回答を再度要請致します。三菱地所がTMK設立はるか前の基本合意書の精神を思い出され、同合意書に確約されている「信義誠実を旨として」の約束を守られ、出資者の当社並びに地主の大洋リアルエステート株式会社と真摯に話し合いをされれば、傀儡の見上氏を使っての不毛の争いを速やかに解決する道があるものと信じます。監督官庁に報告を行うとの事ですが、必要があれば、当社か

らも金融庁監督当局に経過の真実を報告します。

草々



Chen, Kato & Partners Pte Ltd

Cc: 三菱地所株式会社

代表取締役副社長執行役員	飯塚 延幸 様
代表取締役専務執行役員	長島 俊夫 様
代表取締役専務執行役員	壇野 博 様
代表取締役専務執行役員	河野 雅明 様
代表取締役専務執行役員	柳沢 裕 様
代表取締役専務執行役員	杉山 博孝 様

東銀リース株式会社

代表取締役社長	佐野 三郎 様
---------	---------

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長	堀内 正雄 様
---------	---------

御堂筋共同ビル開発特定目的会社

平成 22 年 12 月 16 日

優先出資社員

三菱地所株式会社

御中

CHEN,KATO&PARTNERS PTE LTD. 御中

(写し送付先)

開発及び特定資産管理処分業務受託者

三菱地所株式会社 御中

御堂筋共同ビル開発特定目的会社

取締役 見上正徳



弊社流動化事業に係わる状況の報告について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 11 月 26 日付「弊社流動化事業に係わる是正策の提出について」と題する書面(以下「当該書面」と申します。)にて、弊社より優先出資社員の皆様には通知申し上げておりますが、弊社流動化事業に関しては、(i)TMK 自身が流動化計画に記載された業務を継続するか、それが困難な場合には、(ii)TMK に代わるべき資産流動化のための器となる新たな法人乃至事業主体を用意し、流動化計画の変更等の諸手続を経た上で、当該法人乃至事業主体に TMK の事業内容の承継、契約関係の地位承継を行うと共に、優先出資の償却、残余財産の分配等を行うことにより TMK の資産流動化業務を終了させるといった具体的な事業継続策(ソフト・ランディングシナリオ)の策定について、優先出資社員をはじめ、鹿島建設株式会社及び大洋リアルエステート株式会社などの関係当事者間のご協議、ご調整を早急にお進め頂きたい、お願いしているところです。

一方で、仮に上述のソフト・ランディングシナリオの具体化の見込みが立たない場合は、監督官庁からの強い要請もあり、優先出資社員の皆様等の投資家を含めた利害関係人の意向もふまえ、平成 23 年 1 月 31 日を判断基準日として、弊社の解散、法的整理、破産手続き移行の要否を判断せざるを得ない状況となっております。

監督官庁に対しては中間報告を行う必要から、既に当該書面にて予めお願い申し上げておりました通り、是正策の具体的な検討、進捗状況について、平成 22 年 12 月 17 日の時点における、関係当事者各位におかれての検討作業の着手状況、具体的計画の成約見通し等につき、弊社あて書面にてご報告頂きたい、優先出資社員の皆様には任意の書式で結構ですので、ご回答方宜しくお願い申し上げます。

敬具